

Study of the Sayu -emonfu in the middle of the Heian - era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47715

「平安中期左右衛門府の考察」

森 田 梯

(一) 平安期左右近衛府については笹山晴生氏の研究があり十世紀から十一世紀初にかけての左右衛門府については臈谷寿氏が官人に関する詳細な分析を行って平安期衛府に関する先学の研究も大分進展しているが、猶解明すべき点も少なくない。小稿では平安中期の左右衛門府をとりあげ多少なりとも考察を深めたいと思う。後論する如く親衛武官としての役割は主として左右近衛・兵衛府が担うようになり左右衛門府の役割は相対的に小さくなるが猶親衛軍の一翼に与かり、更に平安期京城内の代表的警察機関たる検非違使庁を併設し宮中内の種々な雑役に奉仕する衛士を多数管掌することから、該時期の左右衛門府について考察することは重要な意味をもつと考える。

ところでこの頃の左右衛門府の庁舎について一瞥すると『大内裏凶考証』に「諸凶、左衛門府、鷹司南、近衛北東、大宮東、猪熊西、方一町」「古本拾芥抄凶、右衛門府、近衛南、大宮西一町」と指摘している如く宮城の近傍とはいえその外部に所在していた。宮城内に占地する左右近衛・兵衛四府と大分相異するが、左右衛門府が他四府に比較して親衛軍としての性格を希薄にしていることに由来すると考えられる。貞観儀式相撲節儀条に「楽所大夫率衆人等、於衛門庁事前庭乱声三成、訖始参連其行列也、衛士各五人左右相分夾道列、次門部各五人（中略）訖各出自南門入自宮城便門」とあるのは相撲人らの行列儀式次第を規定する文章だが、衛門府の庁前庭に集合し南門から出発して宮城内へ参道した

ことが注意される。すなわち宮城外で出入の為の門が設置され内部に庭を伴った庁舎であったことが知られるのである。『管家文草』所収寛平八年七月復奏囚人拘放状に「臣伏奉勅旨、十三日早朝、率従五位上守左少弁源朝臣唱・大外記正六位多治有友・左大史正六位上大原史氏雄等、会集右衛門府升殿、干時左右検非違使佐以下召列罪人等、祇候南門外大路、臣召使等、先令弁申所犯輕重」とあるのも南門と庁舎の所在を示唆している。庁舎には官人が府務を執る執務場所と囚徒を収檻する獄舎が主たるものであったと考えられる。右引復奏囚人拘放状にみる菅原道真らが升った殿が執務所に当たり官人や雑任らが参集し後述する種々の府務の差配を行っていたと考えられる。後述する大粮事務を扱う別所として大粮所が府内に置かれていたが、これも執務所の一部を構成していたことであろう。検非違使が府内に置かれていたことから獄舎も府庁舎の重要な構成部分である。『三代実録』貞観七年五月二四日条に「遣諸衛府官人已下大搜於東西京、先是左衛門獄中著欽囚六人、穿獄垣逃去、仍以搜索」とあるから垣をめぐらし囚人の逃亡を防いでいたらしい。又他の四府同様に衛門府にも騎射教練場たる弓場が設けられていた。延喜左右近衛式に近衛府官人の教練について「凡騎射人於本府馬場教習」とあるに准じ、衛門府官人は衛門府弓場で教練を行ったのである。但し衛門府弓場は教練場のみに終らず犯人ないし罪を訴えられた者を収置する場所にも使用されている。例えば永延の頃有名な強盜保輔の父右馬権頭藤原致忠が左衛門弓場に収容され長元五年に前武蔵守平致方が息男が従女に

刃傷した科により同場に下され⁽⁴⁾同六年に豊後守藤原棟隆に訴えられた権頭藤原有道が同場に下されている如くであり、「北山抄」⁽⁵⁾「退事には「密告之人、進其告状、先閉諸陣、諸衛佐等候殿上之者、服布衣、帶符胡録、若有禁固之人、左右大弁、就左衛門射場勘問」とあり弁官が来着して審理に当ることもあった。以上の舎屋・施設の他に延喜左右衛門式に牛馬の飼養規定があるから何らかの厩舎の如きがあったはずだし儀仗を始めとする武器を貯蔵しておく倉庫の存在も考えられ、多数のトネリが配属されていることから供食の為の施設も不可欠であったと考えられる。天長三年正月三日夜失火により左兵衛府厨院厨女一人が灰滅したとあるが、厨女が料理に当る厨房施設が兵衛府同様に衛門府でも考えられる。九世紀前期において宮中で奉獻が盛んになると他の衛府と並んで左右衛門府も頻りに献物ないし饗饌を行っている⁽⁶⁾。その場合の酒饌の準備も衛門府厨房施設で行ったことであろう。以上述べてきた衛門府の庁舎・施設はいずれも宮城外に所在するが、宮城内に出仕する官人やトネリの為に左衛門陣が建春門の傍に置かれ右衛門陣が宜秋門の内に置かれていた。天安二年五月二二日の大雨で宮城内でも洪水汎溢という状態になり左衛門陣直廬が浮流する事件が起きた⁽⁷⁾。また「左経記」長元七年八月十七日条に「参入左衛門陣、依例備饌、但官人座北屋顛倒、仍東屏東刃立幄幔為饗所」とあり「大内裏凶考証」所引「造内裡国充」に「出羽、左衛門陣佐宿所并番上以下屋」とあり「小右記」長徳五年七月十八日条には「左衛門陣焼亡、仍本府新造立三間板屋、為上達部之侍」とある。これらの記事から府官人・トネリの為の詰所ないし宿所となっていたことが判る。猶平安中期になると太政官正庁での政務決裁が頼れ公卿が左右近衛陣で行う陣定⁽⁸⁾・仗議が一般化するが、それと軌を一にして延喜太政官式に「凡諸司申政於太政官者、先経外記然後令申」と規定されている外記政も慣例として太政官でなく左衛門陣で行なわれるようになる。「三代実録」仁和二年九月十七日条に「内

裏犬死、畜内親王今月十九日欲修解除、依穢而停、公卿於左衛門陣、召神祇官陰陽寮、占定吉日、更廿四日為期」とあるのは左衛門陣における外記政の早い一例である。

次に左右衛門府の職掌についてみる。職員令ではその前身たる衛門府条で、「掌諸門禁衛・出入、礼儀、以時巡檢、及隼人、門籍、門勝事」をあげ、左衛士府条で「掌禁衛宮掖、檢校隊仗、以時巡檢、衛士名帳及差科、大備、陳設、車駕出入前駟後殿事」と規定しており、宮城の門衛ないし内部の巡檢を行いまた行幸の際の前後に列なり更に衛士府では衛士の差配に当たっていた。職員令の規定とは別に宮衛令分街条では令制五衛府による京城内の巡邏をも規定している。かかる令規にみる任務が左右衛門府に継承されていくのであるが、大別して(イ)宮城の守衛ないしその延長としての行幸の際の前駟後殿、(ロ)京城内の巡邏および(ハ)衛士の差配ということになる。ハは必ずしも軍事警察行動と関わらない雑役に衛士を駆使することである。かかる任務は十世紀初に編纂された延喜式にも見える所で、(イ)関係では左衛門条に「凡宮城門者、並令衛士衛之」とあり同出入炬火条に「其宮門皆令衛士炬火同」⁽⁹⁾とあり守所条に「凡門部一人、衛士四人、守八省院、門部一人守大極殿、門部一人守豊樂院」とあり行夜条に「凡行夜者、八省院、豊樂院、門部毎夜各一人」とあり行幸条に「凡行幸之日、召集散所衛士令供奉」と規定している。また「凡宮門者、門部問」ないし「凡黄昏之後、出入内裏五位已上称名、六位已下称姓名、然後聽之」とも規定している⁽¹⁰⁾。閤門の開閉や内裏の警衛は近衛ないし兵衛の任務であるが、炬火や宮門の開閉ないし宮城門の守衛は専ら衛門府の分担であった⁽¹¹⁾。炬火は「詞花和歌集」の「み垣守衛士のたく火のよるはもえひるは消つゝ物をこそ思へ」などからも推知される所であり、「小右記」万寿二年八月十二日条に「禪閣(藤原道長)以左衛門志為長、令取豊樂殿鷄尾、豊樂守衛士云、有指宜旨歟、陳不可取詞、為長打調衛士、逆取下鷄尾、先取一鷄尾、

造木鷄尾可被置云々、昨修理進豊高所申、宰相密談、件鷄尾以鉛鑄造、以鉛為宛法成寺瓦料云々、万代之皇居一人自由乎、悲哉々々」とあることから右引式文守所条の規定が現実のものであったことが判る。清少納言が『枕草子』でにげなきものの例としてあげたゆげいのすけの夜行も衛門府官人による夜警活動を示唆している⁽¹⁴⁾。行幸の際の警備についても「供奉諸司諸衛儀式如常」といった記事が『日本記略』等に頻見するが、左右衛門式に「凡供奉行幸官人以下、府生以上、並准近衛府、門部皂綬、紺布衫、白布帯、横刀、弓箭、行騰、麻鞋、衛士皂綬、桃染布衫、白布帯、横刀、弓箭、白布脛巾、草鞋、但踐祚大嘗会被祿用驚像轟幡二流、鷹像幡四流、小幡卅流、鉦鼓各一面」と規定されている次第に則していることを示していると考えられ、天皇の場合でなく太皇太后の場合であるが正暦元年十月四日の資子内親王家から本宮への還啓の行列次第には近衛・兵衛府官人・トネリとともに左衛門権佐藤原方正が尉・志一・府生一・番長一・府掌一・門部八・衛士二十を引率し右衛門佐藤原実正も同数の官人・トネリを引率して加っていた⁽¹⁵⁾。(16)については官衛令分街条集解古記に「今行事、中衛左右兵衛共行夜、一夜巡行一夜停止、衛士不預也」とあり八世紀段階で衛士の京城内巡邏は見られなくなっていたのであるが、九・十世紀の史料において近衛・兵衛府ないし馬寮とともに衛門府官人が京城内治安維持のために出動している例が少なくない。特に京城内の治安が乱れ群盗が多発したような場合は大索と称して六衛府・馬寮官人らを差遣して捜索に当たっているが、延喜四年三月四日に陣定で京中群盗の搜捕を定め三日後の七日に左衛門志高仁が群盗の首領を捕得しているのは衛門府官人の活躍ぶりの一端を示す。但し一般衛士の軍事警察的機能は早くから衰えているから衛門府の武力の主体をなしたのは府生以上の官人ないし門部・火長である。後述する如く門部は近衛・兵衛とはほ同格であり火長は衛士身分ではあるが「衛士之首」とされている。元慶五年五月十三日

に山城・摂津・幡磨等の諸国海賊追捕に派遣された官人構成が衛門少志一・府生三・火長十となっていた⁽¹⁸⁾のは衛門府の警察力編成を適確に示していると考ええる。特に京城内警察として左右衛門府の重要性がクローズ・アップされてくるのは弘仁年間⁽¹⁹⁾に検非違使が置かれるようになり、府内の優秀な官人が検非違使を兼ねるようになったことに由来する。使庁については従来とも研究が少なくなく小稿では触れないが、それが京城内警察の要となるに従い、検非違使・衛門府官人を頂点に警察官人の序列化がすすむ。因みに警務の実際を但う警察官司の判官についてみれば兵衛府尉や馬允は衛門尉に到る為の階梯としての性格を強めていくのであり、補任手続においても衛門尉のみが武官判官の中で頭官等の対象である。武力としての衛士は余り見るべきものがないにも拘わらず何故衛門府官人が他の警察官人に優越して検非違使を兼ねし京城内警察の枢要機関と化していったのかについて明確な説明を与えるのは困難であるが、令の官位相当において衛門府ないし左右衛士府官人が左右兵衛府や左右馬寮官人に優越していることや衛門府物部ないし衛士が行刑に関与しており沿革的に警察機能と関連を有していたこと⁽²⁰⁾。犯人の看守・防援は平安期衛門府でも重要な機能であり延喜式には「凡捉人防援火長七人^{三人守獄所未彈人}」⁽²¹⁾とみえている。(22)の衛士の雑役従事は八世紀から見られる所で天平十七年十月二一日造宮省移には焼炭仕丁・作瓦仕丁らとともに衛士が造宮事業に参加している事実が示されている。また宝龜四年佐保川堤修理使に主税助日置造道形および左京大進尾張連豊人らとともに左衛士員外佐武藏宿禰不破麻呂が加っているのは衛士の動員を図ったからに他ならないだろう。貞観十七年六月の早越の際に右衛門権佐藤原遠経が衛士を率いて神泉苑の池水を決出する作業を行っているのもその一例である。平安京の治水に当る防鴨河使は原則として検非違使官人の兼任でありその事は衛門府官人の

兼任でもあるが、土木作業に衛士を動員するという慣例に由来するのではなからうか。衛士の雑役従事について延喜衛門式では「凡諸節会之日禄、令衛士運進」「凡諸節会日若入夜者、令衛士進秉燭、其數十人若有蕃客」「凡臨時伊勢奉幣及神今食、新嘗會、諸節日、掃除小安殿廻并豊楽院中院前庭等」「凡内馬場埒料、棧二百冊荷、葛廿荷、其用途並充府物、自四月十二日始掃除并造埒」「凡毎月晦日掃除宮中者、差將領府生一人、火長四人、送民部省」「凡八省院廻、左右相分掃除豊楽院」等の規定を設けている。平安中期の宮廷における諸事万般の執行方式を示している『侍中群要』には御前敷砂事として「敷間暫垂御簾敷、了即上之、御階以南右衛門勤之、以上左衛門、有事之時必敷之、殿上前同敷之」とあり伐中重枯木事として「仰左右衛門府令伐、若隨便陣仰令左右衛門伐其木之由、至于木作物所申之」としている。また撰関時代の盛期たる寛弘七年二・十月の衛門府糧料下用注文に衛士の従事した雑役が列記されているが、織部司御厨子運搬衛士十人・道々細工許神宝運搬衛士四人・藏人所御牒伝達衛士一人・中宮御坐北面敷栗砂・滝口夜候東板敷下溝掃除夫四人・春日祭奉仕衛士十三人・伐進櫻木・頭中將宿所前敷砂・殿上口弓場殿所々敷砂・諸社臨時神宝持衛士十三人・御誦経布施持七人・絵所御障子運搬衛士二人・大宮神解小道御障子運搬衛士五人・殿上口藏人所敷砂・枸杞堀殖衛士四人・天台運御経并御誦経物衛士五人・穢供御犬遣淀衛士一人・内溝堀衛士一人・観音院奉運御仏衛士三人・西陣内外敷砂・不断御誦経所採進花・御国忌所役仕衛士三人・麦門冬萱根掘進一人・神宝所掃除并役仕衛士四人・御国忌所掃除夫四人・中宮御坐北面汚穢物運棄衛士四人・辛櫃運一条院衛士二人・月曜御祭所掃除夫二人・中宮御前立部内所々敷砂・雪掃衛士六人・臨時祭調案所掃除敷砂人夫五人・大山府君御祭所掃除夫二人・御誦経所引茶所衛士一人・維摩会祿持・兵部鳩次所運鋪設机夫二人の如く多岐に涉っている。これらの作業はいずれも藏人の仰を衛門府官人が奉けて事に當つ

ている。例えば、

三斗三升二合、依宣旨頭中將宿所前敷砂料一日頭中將朝臣仰、一斗、依宣旨有大宮神解小道御障子運衛士五人料十八日藏人庶政とある如くである。内廷運営の中核たる藏人の指揮の下で文字通り雑多な力役に奉仕したのである。

以上(イ)(ロ)に分けて衛門府の職掌を略述してきたが、京城内警察の頂点である検非違使が府内に設置されていて軍事警察官司として重要であるとともに宮廷の運営に不可欠な雑役に奉仕する官司として王朝政治の維持の為に頗る重要な存在であったことが判らう。武力機関としての重要性は容易に推測される所だが、後者もこの頃の政治が多分に形式化した年中行事の様相を濃くしているだけにその円滑な執行は第一義的な意味をもち表面には出ないにしても縁の下での力持的役割を果す衛門府の重要性も大きかったのである。以下小稿では二節に分ちかかる重要性を帯びる左右衛門府職員とその財政について考えてみたいと思う。

(二)

令制衛門府ないし左右衛士府を継承することから左右衛門府には四等官として督一・佐一・大少尉各二・大小志各二が置かれ更に令外として府生が置かれ、他に医師・門部・物部・使部・直丁・衛士が配属されていた。但し十世紀初段階における左右衛門府職員を列挙する延喜中務武時服条では督一・佐一・大少尉各二・大小志各二・府生四・医師一・門部六六・衛士六百とあり、物部・使部・直丁がみえていない。物部は令制で衛門府の他に囚獄司と東西市司に置かれ伴部で式部式に「凡諸司伴部者、各以負名氏入色者補之、不得輒取白丁」とある如く出身に氏族的制約があり、他方九世紀に入ると氏族制秩序の弛緩に伴い負名氏出身者の確保が困難となった結果消滅したのである。同じ伴部でも主殿寮殿部や掃部寮掃部・主水司水部などでは負名入色者の不足分を白

丁で補うという便法を打出しているが、物部の場合衛士・火長等で代替可能なことからかかる便法を設ける必要もなかったことと考えられる。使部は通常軍防令内六位条に規定された内六位以下八位以上の嫡子で年二一才以上にして官途に就かず京官司の簡試を経て「身材劣弱不識文筆」とされた人たちが就く職で諸司の雑務に従うものであるが、衣服令朝服条義解に「主帥、謂門部使部」とあることから知られる如く主帥の異称で五十人長を指す言葉でもある。但し文字通り五十人長を意味する軍防令の部隊編成の将校と異なり衛門府の主帥はトネリの格式を示すに過ぎないであろう。因みに主帥は左右六十人づつ置かれていたのであり衛士は六百人であるから五十人長とはなり得ないのである。左右衛門府が左右衛士府と呼称されていた大同三年七月二十日の政令で全廃されており、それが中務式に見る式制に継承されているのである。直丁は仕丁であるが律令役割制の衰頽に伴い消滅していったのであろう。府生は令制衛府にはみられず令外官であるが、中衛府の官員を定めた神龜五年七月二一日勅に府生六人とあり近衛府の官員を定めた天平神護元年二月三日勅に府生六人とみえるのに准じ左右衛門府にも置かれるようになったのであろう。職掌としては諸司の史生に相当し繕写を事とすると考えられ、八世紀段階で史生未置官司に新置する動きのあることからその頃から設置されていたとも思われるが、目崎徳衛氏の指摘の如く大同年間諸司史生の増員が著しいから九世紀初に至り設置されたとも考えられる。また衛門府生は繕写のみならず先述した元慶五年五月十三日の海賊追捕使の指揮官になっていることから判るように武力としても機能した。府生は本来的にも武力として機能しただろうが、弘仁四年三月十三日に「(左右馬寮ノ)夫馬者、軍国之用、非常之備、掌守之司、不可無備、望請、令史生帶劍、備干非常」という申請を官符で承認し馬寮史生の武官化を強めており、府生の武官としての性格強化ないし員数の新增置もこの頃進められた可能性があ

る。弘仁初年は薬子の乱による兵事を経過した為衛府の軍事力の強化が図られている時期である。府生以上を府官人、門部・衛士をトネリと称し得るが、「為衛士之首自得火長之名」とある如く衛士の中には火長を称す者もいる。本来は部隊編成上で十人長の謂であるが幹了者を指し案生・看督長を帯びることがある。門部は先引延喜左右衛門式門部条に見る如く宮門の開閉を専職とする伴部だが、後論する如く平安期の現実においては衛士の将校格で、長元八年十月十五日府掌伴吉永解に、

請被蒙 恩裁補任番長職状

右吉永謹案事情、從門部補任府掌、已經年序、為下薦之輩、皆伝番長、為愁莫過於斯、望請恩裁、任例被補任番長職、將知正理之責、仍注事状、以解、

とあることから門部から出身して府掌↓番長なる昇進コースの存在が知られ、長保元年四月一日衛門府月奏文に依れば番長と府掌との間に案主・權案主・權番長等の職の存したことが知られる。

これらの職が「番長以下府掌已上」におさまるとされているから門部↓府掌↓權案主↓案主↓權番長↓番長という職階秩序を考えることができよう。但し番長兼案主なる肩書の者もいるから単純な上下の職階差でなく職掌による相異も考えられる。長元八年八月二五日奏則高解には案主代なる職もみえる。語義からして權案主に近似することと思うが、則高は解状で案主代から番長への昇進を望んでいる。ところで番長は令制衛門・左右衛士府にみえないが左右兵衛府に四人置かれており、『令集解』左兵衛府条の明法注釈では古記・令釈・穴・朱説等で、兵衛四百人の内とし義解と跡記では外としており一定していないが、朱説では「選取兵衛中長者、則充兵衛等」としている。同名であることから左右衛門府番長も左右兵衛府番長と同性格と把握して誤なからうが、後論する如く兵衛に相当する衛門府のトネリは門部でかかる門部から番長へ昇進していることから朱説の兵衛府番長選任方式は依拠し得る

蓋然性が大きいと思われる。但し番長を兵衛の定員外とするか否かについては先に触れた中衛ないし近衛府の職員を定めた勅で中衛・近衛の定員と番長のそれとを別記しているから外とするのが相応しいようである。九世紀の令の公定解釈たる義解が外としているのも参考になる。従って衛門府番長も兵衛府の場合に倣い門部の定員外に置かれかつ門部の中の長者が任用されていたと考えられる。案主は書類を扱役、府掌は令制官省掌に倣い九世紀に入り中央官司や諸国で設置された掌と同類で通伝訴人・檢校使部・守当官府・庁事舗設等の如き任務に就き主として府内のトネリ等の綱紀肅清に当たっていたと考えられる。それらの身分としては門部と番長の二つが考えられ、かかる身分のまま職掌差とともにある程度の上下の差のある府掌・案主等を兼任していたということになる。但し本来の府掌・案主等は兵衛相当の門部ないしそれより上位の身分である番長が兼帯していたと考えられるが、実際には「衛士之首」たる火長身分の者が帯びていることも多い。檢非違使庁の下級職員に案主・看督長がいるが弘仁衛門式以来これらには火長が任用される規定になっている。猶衛門府の番長や案主・府掌等の員数だが、番長については延喜中務式時服条にみる左右近衛府各六人・左右兵衛府各四人となっているのが一応の目安となり、それらに准じて左右衛門府でも各四人ないし六人と考えてよいだろう。但し時代が降るに従い増員されているようである。先引長保元年衛門府月奏文から少くとも番長十四・番長兼案主五・権番長一・案主五・権案主二・府掌十の存在が知られ、しかも欠員ごとに競望していることから大巾に増加され一見弛緩したかに見えるにも拘わらず定員は厳格に守られていたようである。周知の如く律令官司職員は制度的ないし実質的身分差がはっきりしていたが、叙上の職員を分類してみると次の様になる。

A 府生以上

a₁ 府生・志を經歷する官人a₂ 尉以上で任官する官人

B トネリ

b₁ 衛士↓火長・案主・看督長b₂ 門部↓府掌・案主・番長

府生以上は通常府官人と称され隨身を官給され月奏文や着欽勸文に連署し藏人や官史の宣を奉じたりしている。先引寛弘七年二月十日衛門府粮料下用注文で藏人宣を奉じているのは総べて四等官ないし府生に限られており『政事要略』糺彈雜事に収められている使庁関係の文書でもすべて府生以上の奉である。衛門府粮料下用注文で藏人が宣している任務内容は先に示した如く運搬・清掃等で比較的軽微で三例を除きいずれも府生が奉じ逆に政務に涉る内容を含む『政事要略』では府生の奉じている宣旨は少く大半に四等官が当たっていることから、府生と四等官との間に分担し得る職務内容で何らかの差異があったことと考えられるが、藏人宣を奉じている限りにおいて両者の間に差はなく、府生以上とトネリの間には大きな断絶があったと考えるべきである。もともとトネリ身分から府生以上への昇進を果している例も皆無ではなく、『官職秘抄』には檢非違使兼撰府生の場合であるが「本府案主并三局史生補之」と述べており実例として長徳四年の頃林重親と粟田豊理が番長兼案主から府生へ昇進している³⁹。しかし職掌や待遇においてAとBとは峻別されていたと考えられる。

a₁とa₂との相異は律令時代の官人出身コースで五位以上子孫の場合と然らざる場合との相異が関連する。前者の典型は内舍人コースで土田直鎮氏が明らかにされ私も旧著で氏説を祖述したことがあるが、先ず五位以上子孫の場合二一才を過ぎて無職の場合⁽⁴⁾軍防令の規定により内舍人に採用され官人見習を終えた上で諸司諸衛の判官に就職し次いで上級官職へ進み遅速はあるにしても概ね五位以上へ到達する人たちである。それに准ずるものとして二

官舎人出身の場合や大学出身の場合があり、更にたとえ内・二宮舎人や大学を経ずとも五位以上子孫は官途に就くに当っては判官となることを原則としていた。同じ判官といっても官位相当において八省の丞と諸寮の允とでは大分選庭を有するが、父祖の位階・身分に応じてより上級の判官となる場合があれば逆に下級の判官に就く場合があった。この原則により五位以上中・上級貴族の子弟が左右衛門府に就職し大少尉勤務をすることがあった。実例をあげれば延暦中期の池田春野、弘仁初年の伴友足、承和年中の藤原興邦の例があり、内舎人コース以外では良岑安世・橘氏公・清岑門継・藤原常行らの例がある。他の諸司諸国判官に任命した上で衛門府大少尉に遷任し次いで上級官職に転じている場合を衛門府大少尉を初任としている場合に准じたものとして考え、その実例は甚だ多数となる。しかもこれらの官人は原則として間もなく五位となり古代官職で実益の期待される受領になったり場合によっては安世・氏公・常行・橘広相等の如く参議以上にまで至っている。逆に a_1 府生・志勤務から官途を始めている官人は五位以上となっている例が少なくまたその全官歴の知られる例が僅少となるのだが、この事自体 a_1 が六位以下の下級官人で終止することの多かったことを示すに他ならない。右衛門府生に勤務し右衛門少尉で終っている若江善邦はかなりな程度まで官歴を窺知し得る希有な例でありかつ a_1 の典型的なあり方を示しているといえよう。⁽⁴⁴⁾

但し十世紀に入ると内舎人↓判官という五位以上貴族の再生産方式も弛緩し、上級貴族の出身コースとしては内舎人となること稀で九世紀中頃から漸いにはつきりしてくる侍従↓兵衛佐↓近衛次将というコースが普遍化し、参議以上となる官人にして衛門尉勤務を行うのは例外的となる。内舎人自体年給や売官の対象となつていたのである。しかし『尊卑分脈』で受領層にして衛門尉を経歴している例は枚挙に遑がない程であり、全官歴の知られる

例が少ないことから確とはいえないが衛門尉を含む諸司諸衛の判官を経て最終的には受領Ⅱ五位クラス官人となるコースが五位以上子孫出身コースとして猶存続していたと考えられる。衛門尉は武官として顯官であり、これを手掛りに頭角をあらわし受領職への足固めが行われていたのではなからうか。府生・志から出身している官人の平安中期で全官歴の判る例が少ないことから如何ともいえないが、例えば紀宣明⁽⁴⁵⁾の如く右衛門志から受領となつていないが、例え a_1 a_2 間の差別も緩和されているようである。しかし衛門尉を勤務した受領は少なからず知られるにも拘わらず府生・志勤務をした受領の知られる例が僅少なことからやはり例外的であったのであろう。猶社会階層の視点からみた場合 a_2 は受領層以上であるからそれらの人たちの一般的なあり方から類推することが許されよう。九世紀五位級官人のあり方について戸田芳実氏が⁽⁴⁷⁾筑前守文室宮田麻呂と豊後介中井王を素材に鮮明な像を描いているが各地に散在する私営田経営を行い宮田麻呂の場合には弓箭・甲冑・刀劍の類を京宅に蓄蔵し謀反人として密告されたのであった。かかるあり方は平安中期においても認められる所で、永祚元年に苛政を郡司百姓らに糺弾された尾張守藤原元命が「非旧例国雑色人并部内人民等差負夫馬、京都朝妻両所令運送雜物事」を悪事の一として数え立てられているが、赴任先での取取物を京都宅とともに朝妻へ送らせている事が注意される。朝妻は近江国の地名であるから元命は京宅を経営するとともに近江方面へも進出していたのであろう。元来近江国は近京の地で都市貴族の進出し経済活動を行うことが多いのであり先引宮田麻呂にしても近江国各郡に営田していたのであって、元命の朝妻宅も近江国における荘宅と考えてよいだろう。私は a_2 にかかる元命のイメージを重ね合わせよと考える。 a_1 についてはどうか。先に触れた若江善邦の如きが典型であり、京畿内外で中小の土地集積を行なっている人たちということにならう。『平安遺文』二六八号文書に次の様な

文書がある。

謹解 申売買家地券文事

合参佰歩

在添上郡橋中郷五条五里一坪

四至 限東大寺僧寿祚私地并中垣 限南公田
限西繩手 限北僧寿祚領地

右件家地故親母多安子之私地也、而女子秦阿禰子賜処分也、而依有要用、充^ル稻佰伍拾束、限常地、売進右衛門若江少志殿畢既、仍立券文如件、以解

天曆八年五月八日

奏阿禰固

買人右衛門少志正六位上若江

保証刀禰无位宇治允連

從八位上高橋朝臣春行

從八位上岡連

正六位上紀朝臣利元

正六位上安倍朝臣利生

正六位上賀茂懸主貞則

郡判

惣行事正六位上 朝臣延教

国司徒從七位上

平安期に多数みられる在地刀禰クラスの土地売買文書で売買面積にしても小規模で極めてありふれたものであり、かかる例から推して a_1 を在地の中小営田者と把握し得ると考える。従って a_2 が数郡以上に散在する如き比較的規模の大きい私営田経営者層と考えられるのに対し a_1 はかなり小さな規模のそれということになり、社会階層的にも a_1 、 a_2 間に差異を認めることができる。 a_1 を『平安遺文』一・二八号貞観元年近江国依智荘検田帳に見える田堵にして下級官人となっている人たちとすれば a_2 は都市貴族でありながら同じ検田帳で田堵たちの治田を集積し宅司を置いて営田

に勤めている日向守藤原頼基の如きとなろう。

次にBに論をすゝめる。 b_1 は白丁兵士、 b_2 は先述した如く負名氏からの採用を原則とする。先引長保元年六月衛門府月奏文に見える秦・笠・飯高・丈部・凡河内・垂水・伴・日置・矢集・三野・住吉・三宅・豊嶋・清内・額田・竹林・若湯坐・尾張・常澄・茨田・坂上・鴨・紀・大春日・和久・曾禰等の諸氏は番長・案主・府掌を出しており先述した如くそれらが門部から昇進した門部身分のまま兼帯する職であるから門部負名氏の可能性が強い。特に秦氏出身者は五人みえ、笠氏三・飯高氏二・丈部氏二・凡河内氏二・垂水氏二の如く複数みえる氏が門部負名氏である蓋然性は大きいだろう。しかし令制本来の門部を負名氏から採用する方式も先述した九世紀における氏族秩序の弛緩により困難化し延喜兵部式では「凡衛門府門部、先簡負名人色人補之、若不足者、三分之一通取他氏」と規定しており、現実が如何なる状態であったかを示していると思う。門部の員数が大同三年の段階で百人であるのに延喜中務式時服条で六六人となっているのは負名氏出身者採用困難による減定を示しているのではなからうか。猶、門部について延喜兵部式禄条では「凡諸衛舍人禄条者、有位八口、無位四口、其門部者、有位無位並二口」とあり給禄に預かりまた伴部であることから考選に預かることができ、ほば近衛・兵衛待遇であったといつてよいだろう。但し禄条にみる如く禄物が近衛・兵衛の半分ないし四半分であり「武芸優長、性志耿介、不問水火、必達所向、勿顧死生、一以当百」なる者に別禄を与え兵部式異能条の規定が近衛・兵衛と異り適用されず門部の地位は相対的に低くかかったと考えられよう。それにしても考選・給禄に預からず多分に仕丁と同質化している衛士に比較すれば雲泥の差である。 b_1 の衛士は令制では軍団兵士の中から選任されて京上する者のことであるが、延暦十一年に軍団が廃止された結果兵士そのものの恒常的差点制が行われないから仕丁同様に適宜京上番

数を満たす為に農民のうちから扱はれていたと考えられる。貞観七年十二月十七日の諸衛士仕丁らの愁訴によれば「遠辞郷国、苦役京都、唯仰養丁之輸物、以羈旅之資用」とあり仕丁と同じく養丁輸物をうけて京上し役務に服していたようであるが、「応令本府檢納分行衛士功養物事」を指示する昌泰元年六月十六日官符⁵⁰では、右得出雲国解備、管諸郡司解備、衛士是身役者也、須自参上各尽年役、而此国頃年戸口衰弊、無人差充、雖有其身不堪見役、或聞点其役率類逃散、仍專当郡司、相替彼身并济日功養物、而衛士等所直之官非一、勘納之所各異、爰專当郡司所参之所、彼此有数、拘絆一処空経数旬、去国千里受責一身、郡司艱難無過斯焉、望請言上此由、令勘納本府并行所々者、国司覆審、所申不虛、望請官哉、所進功養物、被取一府即分行者(中略)依請、自余諸国亦宜准此、但左右馬寮不在此限、

と述べており九世紀後半には身役差発は廃絶し郡司が日功養物を代納する制度になっており、京城内外で雇傭することにより左右衛門府では衛士を調達していたと考えられる。大同の頃既に京職で兵士の差発を停止し代金を徴収しそれを充当して兵士を雇傭していたが、かかるあり方が衛士の場合にも見られるようになったのである。

従って令制門部や衛士の採用方式は十世紀に入ると大分変更されてきていることになるが、前者についていえば負名氏という枠が多分に有名無実化し白丁衛士と同質化がすすんだと考えられる。力役に奉仕するものとして衛士が雇傭され衛士の中の幹了者である火長には単なる力役でなく下級官人としての性格もあるから官職を求める人たちが望んで就いたと考えられ、従来とも近衛・兵衛とほぼ同格であった門部には京畿在地有力農民が競望し任用されていたのではなからうか。昌泰四年閏六月二五日官符ないし延喜二年四月十一日官符⁵²によれば国内の百姓たちが諸衛府の舎人となり本司の威権を仮りて国務に対捍していると述べている

が、左右衛門府の場合門部や火長が求められていたことと思われる。延喜二年官符ではかかるあり方が貞観以来の流れであるとしている。案主・府掌等に門部のみならず衛士身分火長までなっているのは門部と火長の身分の同質化とともに階層的にみても京畿有力農民ということと同質化がすすんでいることによる。かかるトネリのあり方の変化は当然のことながら衛門府官人の引卒する武力編成にも重大な変化を齎らすことになる。火長や門部となる有力農民は在地で刀禰クラスの人たちで河首能平氏が注目した十・十一世紀の頃の同類ないし不善の輩の連合を構成する人たちである⁵³。十世紀に入り成長してくるかかる政治的軍事的組織が表面的には律令官制の枠をとりつつも衛門府の編成に浸透して行くのである。衛門府官人が出動するに当っては官給の隨身のみならず私的な郎等を従えていた徴憑があり、ここに同類ないし不善の輩を認め得ると考える。延喜元年十二月二日官符⁵⁴所引播磨国解によれば諸司院宮家の使人が勝手に僕従の輩に桃染衣や大刀を帯びさせ火長と号し部内を騒動しているとあるが、府官人の配下の武力にかかる私的な武力を考えることは不自然ではない。十世紀半ば過ぎ安和二年に右大臣藤原師尹家と中納言同兼家とが百人規模で鬭争したとありまた前相模掾藤原千晴が子弟および随兵らと京城内で不穏な行動を起していたことが知られるが、かかる郎等私兵の養置が衛門府官人にも見られるようになったのである。受領が国内支配の為に郎等を用いていたのは周知のことだが、衛門府官人も郎等によりめざましい警察活動を行い府内で重きをなすということもあつたのではなからうか。

以上衛門府職員についてみてきたが、本節の最後になぜ彼らが左右衛門府職員となつたか考えておきたい。衛士は上番に依じて後述する如き一定の給糧に与かることができ、火長や門部は先引昌泰四年ないし延喜二年格に見る如く在地での政治的地位の上昇に資することがあり国務に対捍する場合の武器ともなっていた。

また追捕その他の府務に従うことにより給禄の機会もあった。更に延喜式部式に「凡左右近衛長上十五年、番上二年為限、毎季各二人、左右兵衛各一人、左右衛門隔年各一人、任諸国史生、其任郡領者、左右近衛各二人、左右兵衛各一人、待本府移、勘録譜第、奏擬文之日、副奏文進^{諸衛}、但左右兵衛通任郡領及主政帳、左右衛門若有移送、府別郡領一人、隔三年補之、並以佐已上共署文任之」とあり左右衛門府では各隔年に諸国史生一人、三年ごとに府別郡領一人を兼任できる年勞補任の恩典もあった。府生以上の官人の場合禄令本来の定期的給禄は廃絶していたが、府務に従うことにより屢給禄に預かっており、政治的には京城内警察中枢官人として重みをもち中級貴族の目標である受領拜任の為の有利な楷梯であった。府生の如きでも延喜式部式に「諸衛府官人已下并舍人、兼任諸国史生已上者、具注任日及計歴由、移兵部省」とある如く受領ないし任用国司へ登用される機会はある「古今和歌集目錄」にみる右衛門府生壬生忠岑が撰津権目となっている例もある。任用国司の地位は時代が降るとともに下落するが「尾張国郡司百姓等解文」で任用国司の要求をとりあげ藤原元命が収益配分を正しく行っていないと述べていることからすれば、平安中期においても公廩を始めとする収益を期待することができたと考えられる。かく経済的実益や政治的地位上昇の為に衛門府職員は求職されるが多かったのである。猶、次節で述べる如く衛門府は平安期において盛んな経済活動を行っているから、そこからの収益に府官人が与かることもできたであろう。

(三)

本節では平安中期左右衛門府の財政について考えてみたい。

平安中期衛門府の財政支出を具体的に示しているのは欠失があり不完全ではあるが寛弘七年二月と同十月の衛門府糧料下用注文で、前節で言及した種々な雑務に使役する衛士への給糧分の他に

官人陣食分・陣度用紙分・陣雜物分・府中明神幣料等が書出されている。衛士給糧分は日米二升で先引造宮省移にみる天平期と同額であり興味深いのが、後者にみられる塩支給が寛弘段階では消失している。寛弘七年二月・十月の支出総額は下用注文が不完全なことから全貌を知ることができないが、知られる部分のみで月六十石余となり、総額がこれを越えることは明らかである。財政構造や衛士定員が相異していることから天平期と寛弘段階とを比較するのは余り意味がないが、天平十七年五月の右衛士府では三一九石余の支出を予定しており、平安中期においてもこの額に近似していたかも知れない。猶、寛弘七年の衛門府下用注文では年預尉なる肩書の府官人が府糧米を内借していることが知られる。年預では院司が有名で「公卿及殿上人依器用仰之」とされるが、一般官司でも官人が年預となり司務担当の責任者となっていたらしく、衛門府では尉が帯び財政運営に当たっていたと考えられる。平安期において諸司諸衛の長官・次官は総判官で五位以上の貴族的官人が就任することが多く概して一つの官職に長期に涉り留まることは少ないが、判官以下雑任等に至っては長・次官に比較して十年以上に涉り勤務しヴェテラン事務官となっていると推測される例が多い。トネリ級の者が十年以上に涉り勤務することは先引延喜式の年勞補任規定から推測されることだし長元八年十月十六日に番長死關への補任を申請している府掌津村永は二五年の永統勤務である。天仁三年正月十六日検非違使転任志願請奏によれば、右衛門府生清原忠重は五一年余に涉り衛門府勤務していたとある。康和二年正月二一日検非違使転任尉請奏によれば中原範政は十七年間衛門府志勤務をしていたとある。かかる永統勤務と同じく右引糧料下用注文の年預尉藤原陳泰は長徳三年の段階で既に尉であり寛弘七年に至っても猶その地位に留まっているのだから少くとも十三年に涉り継続勤務していることになる。貴族的官人たる督・佐の下でかく長期に涉り勤務する官人が年預等となり府務を

とりしきっていたのである。

ところで衛門府支出費用の財源は本来なら大蔵・民部省等の庫藏官司から支給されるのであり事実天平十七年四月右衛士府移では民部省に対し糧米の請求を行っているのであるが、かかる方式は九世紀に入ると崩れ衛門府を含め衛府大糧は直接府が諸国へ求めるようになり、更にさまざまな方面に財源を求めるようになる。衛府の諸国大糧の変遷等については笹山晴生氏の簡潔な論述があるので小稿では論及しないが、長保のころ大糧使として諸国へ催促に出かけた番長等の衛門府トネリについて結解とともに預物未究進の如き注載が付されている。撰関期の頃には国司の不弁行がかなりすゝんでいたらしい。猶、大糧に關係して府内に大糧所なる別所が置かれ大糧關係の事務を扱っていた。長保三年閏三月衛門府月奏文に権案主笠良信が大糧所に二九日上番している。『江家次第』の官所宛に「大糧所、厨家、右左小弁大江朝臣某」とあるから府官人が勤直するのみならず弁官の如きが別当となり大糧事務に關与していたらしい。次に前節で述べた如く九世紀後半になると衛士の身役差発が廃れ衛士日功養物の代納が行われるようになる。日功は衛士自身の身役の代納分で、貞観七年三月十日制では「諸司諸衛府仕丁衛士日功、収長年錢廿文」と定めている。養物は衛士の故郷と京師との間の往還費用ないし在京中の糧用に充当するもので、延喜民部式では「凡衛士仕丁養物者、随郷所出、正丁七人半惣所輸徭分稻一百五十束、准当土沽佃交易輕物及春米所得之數、專入正身」と規定している。従って九世紀末から十世紀初にかけての日功養錢は衛士一人につき長年錢二十文と稻一五〇束ということになるが、これら先引昌泰元年六月十六日官符により従来衛士を使役していた官司ごとに檢納していたのを廃止し専ら衛門府のみで収納した訳だ。猶、衛士と同額である仕丁の場合について寛平年中の東大寺諸国封物來納帳によると日功二貫三〇四文、養米四石二斗八升ないし五石三斗六升となっている。

日功錢に關し寛平段階では貞観永宝であり又衛士の上番日数が不明なことから貞観七年制と來納帳との關係は不明だが、一五〇束を齎して七石五斗を得ることから四石余ないし五石余はやや少いが式制七人半徭分稻に比較して甚だしく少いとはいえないだろうから、ほぼ式制が十世紀初前後の現実の方式であったと考えられる。天曆四年十一月東大寺封戸莊園并寺用帳では日功錢二貫一四四文、養米四石二斗八升・四石七斗一升四合・四石三斗六升五合・五石二斗七升五合等があり四石余から五石余の間であった。日功錢の注記に米升別十文とあるから日功錢はほぼ二石余となるので、養米を飯に五石とすると兩者併せて七石程度ということになる。国衙から東大寺への仕丁分の納入は十一世紀を通じてみられ十二世紀初においても猶みられるが、そこではほぼ仕丁一人につき五石に固定している。十世紀に比較してほぼ二石程度減少しているが、これから推して十世紀から十一世紀にかけての諸司諸衛では衛士・仕丁一人につき七石ないし五石の米を収納していたと考えられる。飯に延喜中務式時服条に見る左右衛門府衛士各六百人分すべてが代納されたとすれば府別四二〇〇石ないし三〇〇〇石を収納していたことなる。これらの収納物に対しては先述した如く昌泰元年格により衛士配属先の官司でなく衛門府で檢納するから延喜民部式衛士仕丁養物条の規定により運京してきた貢調使に府から返抄が発給されていたと考えられる。三千石ないし四千石にもものぼる衛士代納分がいつ頃まで府に納入されていたかであるが、東大寺では仕丁分を十二世紀に入っても収納しているのに対し衛門府に古代権門として東大寺ほどの権威があったか否か疑問であるから、先に触れた諸国大糧米と並行して撰関盛期のころから衰頹現象を示していたのではなからうか。東大寺仕丁分については東大寺發給の返抄や所濟勘文が残されており衰頹過程をある程度窺知し得るのに対し衛門府の場合それが不可能であるが、かく推測しておく。延喜主税式に衛士日功養物を未進し

た場合国司公麻を没収するとあり国司の未進が早くから見られていたのであるが、後述する如く荘園に課せられる衛門府関係の臨時雑役の見られるようになるのが撰関期以降であり、それが諸国大糧や衛士日功養物の不足分を補う性格を有していたと考えられ、日功養物等の未進の深刻化する時点を撰関期と考えておきたい。猶、「朝野群載」に次の様な文書が収載されている。

請左衛士五十九人事

康和五年新九人、長治元年数九人、同二年新九人、嘉承元年

新八人、天仁二年新八人天永六年新八人、同二年新八人

右能登国年所請如伴、正返抄未到之間、以此請文、可被勘会

公文之状、如件

天永四年五月 日

少志紀

謹上 二寮濟事殿

件衛士每年有散用、仍請彼注文為証文、

且以進濟、且渡主計寮、備勘会、

主計・主税二寮での勘会用に能登国で進納した衛士五九人分を収納したという正返抄作成以前の衛門府の賞書である請文を移送するという内容であるが、一進一退を伴いつつ十一・二世紀の交において猶衛門府では日功養物を収納していたと考えられる。それはともかく天平期右衛士府の一カ月分の大糧約三三〇石を十二倍した三八〇〇余石を三千石ないし四千余石の日功養物でほぼ賄えたはずである。

以上述べてきた諸国大糧と衛士日功養物が平安中期衛門府の財源の基本であったが、それを補うものとして九世紀以降律令官司が獲得に励んだ官衛領の設定があった。衛門府の場合代表的なものとして既に八世紀の段階で射田を支給されその収益を射芸の優秀な者への賞にあてていたが、延喜左右衛門式に田積と所在地が示されている。左府十四町二段一九六歩・右府十四町二段一七〇歩で前者は山城・近江両国に所在し後者は撰津・近江両国に置か

れていた。射田の経営について延喜主税式勘租帳では不輪租田として天平十二年遠江国浜名郡輪租帳や田令田長条集解所引民部省例では不輪租輪地子田としており、賃租方式に依っていたと考えられる。従って衛門府は国衛の地子経営による収益に預かっていたことになる。また元慶年間には要劇田が左右衛門府各二五町余づつ官人給与財源として与えられている⁶⁵。推測以上を出ないがこの経営も直営の困難化が当時の趨勢であったから地子方式による間接経営であったと思われる。これもまた国衛を介して収益に預かっていたことと思われる。射田にしても要劇田にしてもその後如何なる変遷を辿ったか不明だが、治安三年十二月一日に大和国添上郡の公田を春日社に寄進する際に神社領と並んで諸司要劇を除いたとあり、府領要劇田も猶存続していたようである。衛門府田は延久二年興福寺大和国雑役免付坪帳⁶⁷に見えるが、雑役免とされる公田の租部分についても東大寺が収納する動きなどを示している⁶⁸ことから、衛門府を含む諸司要劇田も権門寺社の庄田として消滅していったと考えられる。府官人が直接経営にタッチし収益を挙げたものとしては延喜左右衛門式に山城国勅旨葛島二十町がある。営畠料として畝二十口が置かれ衛士をして刈らしむとあるから、直営であることに疑いない。府厨町も先学の研究によれば府が任人に地子を課していたと考えられ府領としての性格を有していた⁶⁹。「拾芥抄」によれば左衛門厨町四町が土御門南・西洞院東、近衛北・宝町西に位置していたとある。以上はいずれも官から衛門府に対し分与されたものであるが、然らざるものに府独自に設定した府領も少なくないようである。昌泰四年閏六月二五日官符によれば播磨国の百姓が六衛府のトネリを称しさまざまな国務対捍を行っていたが、或る時は稲を私宅に刈収め倉に本府の物であるという勝札をかけ課税を免れていたという。前節で述べた如くかかる場合の衛門府トネリは門部・火長であろうが、本府の物と称することからトネリと衛府との間に何らかの紐帯の存

在が推測され、寄進関係の如きが介在していたと考えられる。律令諸官司が権門と並んで在地進出していたことは当時の官符から知られる所で、昌泰四年官符にみるトネリの行為もそれと軌を一にしており、その実態や数量ないし府にとっての収益を具体化することはできないが、府領の増大している様子を示している。⁷⁰⁾

『西宮記』所引御厨子所例によれば、寛平九年七月に至り左右衛門・兵衛の四府をして小鮒の日次御贄を貢進させることにした。左衛門府は月のうち寅午戌、右衛門府は卯未亥の日に十隻以上二十隻以下を納入する定めで、もし鮒を欠く場合は藏人の指揮で他物を供することになっていた。かかる衛府の御贄貢進が何に由来するのか不明だが、天平十三年十一月二三日に供御物の前に立てる赤幡を班給された官司に衛門府が含まれていないこと⁷¹⁾から、九世紀に入ってから始った制度だろう。天平十三年に赤幡を班給されたのは大藏・内藏・大膳・大炊・造酒・主漿等の諸司であった。但し寛平九年に至り始めて四衛府の御贄貢進が始ったのではなく仁和三年十一月五日宣旨⁷²⁾所引左兵衛府申請によれば兵衛貢進日次御贄を捧持する兵衛は兵仗を帯びたまま近衛陣に入ることで「行来年久、既成流例」となっていたとあるから兵衛府の貢進は寛平九年以前からみられていたことが明らかで、衛門府の場合も同様であったと考えられる。寛平九年の政令は叙上の如く日次を決めたということであろう。延喜左右衛門式には「凡鮮鮒御贄隔三日進藏人所^{左子辰申}右卯未亥」と規定されている。多くの内廷業務と同様に藏人の管掌下で執行されているが、鮮鮒を獲得する為に衛門府では御厨を設定している。延久の頃左衛門志真文が石清水八幡宮寺へ施入した山城国乙訓郡淀津の川原崎地には衛門府狩取が居住していた。⁷³⁾長保元年衛門府月奏文に番長竹林正共が閏三月に淀御贄所に十五日上番したとあるが、狩取を監督し贄物の集積を行ったのであろう。長元四年正月二三日右衛門府解では大江御厨司と利害衝突し制禁された狩取十六人の救済措置を図っている。⁷⁴⁾淀御贄

所所屬狩取が海浜地方に進出し内膳司大江御厨司と対立したのであろう。九世紀後半になると諸司諸家による盛んな御厨設定に対し禁令が出されているが、衛門府も京畿の漁獵適地に御厨を置き寄人として狩取を編成していたのである。衛門府関係の文書である九条家本延喜式裏文書に次の様な文書がある。⁷⁵⁾

進上

干鯛拾隻

塩老斛 五斗前分
五斗為志進

右件等、所進上如件

長元五年八月九日

左史生秦□

この文書も衛門府の御贄貢進に関係し秦某が鯛を送ったという送状である。前分とは寛平三年五月二九日官符⁷⁶⁾に諸司諸家の微物使が封物を徴収するに当り「先号前分責取官物」とあるから収納に当る官人が本来の徴収物の他に賦課していた物品であり、「為志進」とあるのは府の収納責任者たる志への個人的な贈物であろう。送人の秦某は太政官左史生であるから帯びる所の官職を通じて衛門府との交渉はあり得ないが、在地供御人の如きとして衛門府管下に編成されていたのであろう。かかる御贄所⁷⁷⁾御厨からの収益が如何程であったか数量的に確かめることはできないが、近年注目されている中世天皇制が非農業的生産民を重視していたとする見解と関連して興味深い。

十一世紀に入ってからみられることに衛門府官人が莊園に臨時雑役を課している事実がある。『平安遺文』七〇九号天喜二年二月二三日左弁官下文によれば山城国玉井荘で、

当時国宰新号有宣旨、充課色色雑役如雲、就中右衛門府生笠高吉号拒捍使、庄民責勘尤切也、(中略)或充檢非違使供給并私干莒等、或放入馬司菴使、或令人徵防河造内裏加徵、如此公事無隙、

という状態であったという。検非違使庁役も防河役もいずれも衛門府内の分局たる使庁ないし防河使の分掌任務であるから、それらの財源は衛門府の財政に深く関係する。殊に前者は衛門府財政の一部を構成していたと考えられ、右引下文より府の財源を臨時雑役に求めつつあることが判る。また右引下文に府生笠高吉が個人的な収益である私干草役を課していたとあり先引長元五年文書にみえる前分ないし志贈物と関連して興味深い。公務の執行が私的利益を発生しつつある状況を示しており、やがて官職が利権化し職が経済行為たる知行の対象と化していくのである。職の体系といわれるかあるあり方は中世において最大限に展開するが十一世紀の段階では萌芽的状态にあったということであろう。また寛治の頃摂津国長渚荘では検非違使庁役が堪え難い程であったとされ、嘉承三年検非違使庁下文によれば治暦三年の頃から摂津国垂水荘に対する検非違使庁役の賦課ないし停止が問題になっていくことが判る。防鴨河役についていえば美濃国大井荘を始めとして広範な地域に涉り課せられていたことが知られ渡辺直彦氏の詳論されている所で小稿では論及しないが、事に当る防鴨河使官人⁽⁷⁸⁾衛門府官人に私的利益を齎らすことは十分あり得たことである。猶、防鴨河に関連して寛平八年四月十日の「応許耕作鴨河堤⁽⁷⁹⁾東水陸田廿二町百九十五歩事」を指示する官符によれば鴨河堤辺の水陸田耕作の認可権は検非違使が握っていたらしく、寛平五年には防河に不都合を称して獲稲を使庁官人が勘収して防河所に運んでおり河堤周辺に対し支配権を及ぼしていた。旧稿で指摘した事だが検非違使は市司支配を通じ市町への支配を行い地子銭を課していた⁽⁸⁰⁾鴨河堤辺の支配や市町への賦課は臨時雑役とはいえず九世紀の頃から出来していたが、十一世紀以降顕著になってきている臨時雑役は新財源で衛門府の財源の方向転換を示していると思われる。先引天喜二年左弁官下文に馬司⁽⁸¹⁾左右馬寮の場合も例示されており律令官司財政の一般的動向でもあったが、造内

裏役を通して小山田義夫氏が明らかにされた如く従来の財源の退転に伴い臨時雑役が新財源としてクローズ・アップされてきたと考えられる⁽⁸¹⁾。かかる臨時雑役が具体的に如何ほどの額であったか詳かでないが、先述した退徹していく諸国大糧や衛士日功養物を補充するものであったと考えられる。

以上衛門府の財政基盤について述べてきたが、平安中期において諸国大糧や衛士日功養物がありそれを補うものとして府領・御厨や十一世紀以降の臨時雑役があったと結論できよう。勿論更に細かなものとしてトネリの任料や罪人からの収贖物や没収財産などさまざまなものがあり、また先述した如く年預尉が府糧を借出していることから延喜雜式諸司公廩条にみる府公廩の出挙運用による収益等も考えられる。但しいずれも具体化するのには困難である。しかしこれまで述べてきた所だけでも衛門府財政の基盤は充実しており、京城内警察としては固より宮中内外の雑役や防河の如き京城内行政の担当機関としても機能し得ていたと考えられる。また官人に対しては先引長元五年送状にみる志分や天喜の頃の府生が私に課した干草役等の存在から官人の得分も発生しており、それが前節で述べた衛門府官人が競望される理由の一端であったと考えられる。

注

- (1) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」(『古代史論集』下所収) 藤谷寿「十世紀における左右衛門府官人の研究」(『平安博物館研究紀要』四・五輯)
- (2) 左右近衛府はそれぞれ上東門・上西門の近くに位置し、左右兵衛府は陽明門ないし段富門の近くに占地している。
- (3) 『日本紀略』永延二年六月十七日条
- (4) 『日本紀略』長元五年八月一日条
- (5) 『日本紀要』長元六年八月二日条
- (6) 衛門式に「凡府牛鶴祿請左馬寮、但青鶴者令衛士刈飼之」とあり馬寮式に「凡馬半分充衛府者、左近衛看督馬二疋、左兵衛行夜二疋、左衛門牛四頭」とある。式文に馬はみえないが使庁官人が騎馬で出勤している例が

- あり馬匹の飼養も行っていた。
- (7) 左右近衛式に「凡威儀及行幸所須器仗者、収於府庫臨時出用、但甲楯不在此限(余府准之)」とある。(8)「類聚国史」巻一七三
- (9) 目崎徳衛「平安文化史論」「平安時代初期における奉獻」
- (10) 「文徳実録」同日条
- (11) 「政事要略」所収長保元年十月二五日宣旨に「左右衛門陣宿直官人每番各加置檢非違使、而寄事追捕、不直本陣」とあり、使官人を混えて宿直する慣例であった。
- (12) 令制衛門督の職掌に門籍・門勝がみえているが、仁寿の頃から人・物の通過を確認する為の門籍・門勝の制は衰えていた(三代実録)元慶六年八月五日条)から宮城諸門の通過はかなり緩やかで、式文にみる如く黄昏後の称姓名等しか行われなかったであろう。
- (13) 諸門の守衛分担については笹山晴生前掲論文
- (14) 「侍中群要」に「宮中夜行左右近所奉仕也、中重夜行左右兵衛動行、至干左右衛門可奉仕八省夜行也、藏人強不可知行、左右近等有懈怠時、各召官人誠仰了」とある如く衛門府の夜行は原則として内裏に及ばない。内裏に殿上の警備は延喜近衛式に「凡殿上之事、少将以上督察」とある如く近衛府の専管事項であった。
- (15) 「本朝世紀」同日条
- (16) 「扶桑略記」裏書同日条
- (17) 「政事要略」巻六一に「所稱衛士本是兵士也、今為衛士之首自得火長之名歟」とある。猶、史料で官人の率いる火長の例は多いが門部の例は少い。後論する如く負名氏体制の衰頽により門部の火長への実質的解消が行われたのではなからうか。勿論平安中期においても後引長元八年府伴吉永解にみる如く門部出身者もおり又儀式次第等において門部を類見するが、武力としては火長に実質的に解消されていると考える。
- (18) 「三代実録」同日条
- (19) 例えは平安期の官人申文に兵衛尉や馬允から衛門尉を競望するものが多く、帯刀や滝口から馬允や兵衛尉を望んでいる申文が少なくなく、衛門尉になったものは更に檢非違使を願う者が多いのである(朝野群載)巻九・十一。猶、「官職秘抄」参照
- (20) 拙著「日本古代官司制度史研究序説」第五
- (21) 「大日本古文书」二ノ四七三頁
- (22) 「寧楽遺文」上ノ三三七頁太政官符左京職、因みに道形は木工助を経歴しており土木技術者として、また豊人は工事が京職管内故の任用である。
- (23) 「三代実録」貞観十七年六月二三日条
- (24) 「官職秘抄」に「防河使、廷尉佐兼之、元必不然也、(中略)判官・主典、已上廷尉兼之」とあり、実例からみても十世紀にはほぼ慣例化している。鴨川堤辺を檢非違使が九世紀末に既に管轄下においていたことは後論する。
- (25) 益田勝美氏によれば院政期の慣例を示すとされる(火山列島の思想)が、氏が問題とされた宝剣と天皇の一身関係は建前としては平安末期は固より鎌倉期においても認められる(例えば鎌倉期の著作である「夕拝備急至要抄」にも天皇の移動に伴う宝剣の移動のことがみえている)。「侍中群要」の宝剣安置に関する記述も益田氏の解釈の如く天皇と共に移動しないとはいっておらず、天皇と共に移動するとする古代以来の一貫したあり方を踏まえた記述とみて不都合はなく、氏は誤であろう。「長秋記」で最近二代の天皇が宝剣と共にいないとする記述は「侍中群要」を含む故実書の慣例に悖ることを指摘しているものであり、現実とはかく故実書では古来の慣例に従っていると思う。従って文中に散見する年号から「侍中群要」の成立期は十一世紀撰関期に措定し得ると推測する。但しこのテーマについては別に詳論したい。
- (26) 「平安遺文」四五五号・四五八号
- (27) 形式化した年中行事とはいえ平安期王朝権力の権威の源泉で支配の正当性を保証するものであり頗る重要である。
- (28) 延喜式部式伴部条、「三代実録」元慶六年十二月二五日条
- (29) 「類聚三代格」巻四同日太政官謹奏
- (30) 「類聚三代格」巻四
- (31) 目崎徳衛前掲書「平城朝の政治史的考察」
- (32) 「三代実録」同日条
- (33) 「令集解」職員令左馬寮条
- (34) 笹山晴生前掲論文
- (35) 「平安遺文」五四八号、猶同五四九号、府掌、番長の昇進コースは近衛府でも認められる(小右記)寛仁三年八月十九日条、同二八日条)。
- (36) 「平安遺文」三八〇号
- (37) 「平安遺文」五四二号
- (38) 泉谷康夫「律令制度崩壊過程の研究」「国掌について」
- (39) 但し例外として「政事要略」巻七康保三年八月二八日宣旨は内侍(典侍)宣の形式を採った藏人宣を看督長がうけている。看督長は本来火長身分だが隨身火長を官給されるなど幹了者なので府生に准ずる機能を有していたらしい。
- (40) 「権記」長徳四年八月二七日条

- (41) 土田直鎮「奈良時代に於ける舎人の任用と昇進」(『歴史地理月報』三、前掲拙著第一)
- (42) 『続日本後紀』承和五年三月八日条、同十年正月五日条、『三代実録』貞観五年正月五日条、『公卿補任』弘仁七年条、『続日本後紀』承和十四年十二月十九日条、『文徳実録』斉衡二年閏四月七日条、『公卿補任』貞観六年条
- (43) 『公卿補任』元慶八年条
- (44) 『朝野群載』卷十一承平二年四月十八日官旨、『平安遺文』二二八号、三〇〇号
- (45) 紀宣明の官歴については龍谷寿前掲論文
- (46) 例えば『蜻蛉日記』の作者の父藤原倫寧は天曆末年に陸奥守となっているが天慶九年八月の頃右衛門少尉であり(『政事要略』天慶九年八月七日官符)、『更級日記』作者の父上総介藤原孝標も右衛門尉であった(『権記』長保二年六月二日条)。その他天元の頃衛門尉であった藤原宣孝がのち山城守となっており(『小右記』天元五年正月三日条、『権記』長徳四年八月二七日条)、寛和の頃右衛門権少尉であった藤原惟風が備前守となり(『小右記』寛和元年二月十三日条、『御堂関白記』寛弘七年三月十三日条)、長徳の頃左衛門尉であった平維時が後常陸介となり(『小右記』長徳二年十月十一日条、『御堂関白記』長和五年十月十九日条)、長徳の頃右衛門尉であった橘則隆が後但馬守となり(『権記』長徳四年十二月八日条、『御堂関白記』寛仁元年十一月十五日条)、寛弘の頃右衛門尉であった藤原惟俊が後丹波守となり(『御堂関白記』寛弘六年八月十七日条、同長和四年五月二七日条)、長和の頃右衛門少尉であった藤原邦恒が阿波守となっている(『御堂関白記』長和二年八月十日条、同寛仁元年二月二日条) 如くである。
- (47) 戸田芳実「日本領主制成立史の研究」『領主的土地所有の先駆形態』
- (48) 『類聚三代格』卷四大同三年七月二十日太政官謹奏
- (49) 『三代実録』同日条
- (50) 『類聚三代格』卷十八
- (51) 『類聚三代格』卷十八大同四年六月十一日官符
- (52) 『類聚三代格』卷二十
- (53) 河首能平「中世封建制成立史論」第一章第一節、猶、拙稿「平安中期検非違使についての覚書」(『日本史研究』一一九号) 参照
- (54) 『類聚三代格』卷二十
- (55) 『日本紀略』安和二年二月七日条、同三月二五日条
- (56) 『大日本古文書』二ノ四二六頁
- (57) 『禁中方名目抄』、『小右記』長和二年九月二十日条には馬寮年預がみえる。
- (58) 『平安遺文』五四九号
- (59) 『朝野群載』卷八・十一
- (60) 笹山晴生前掲論文
- (61) 『三代実録』同日条
- (62) 『平安遺文』一八三号
- (63) 『平安遺文』二五七号
- (64) 『平安遺文』一五一〇号
- (65) 『類聚三代格』卷十五元慶五年十一月二五日官符
- (66) 『平安遺文』四九四号
- (67) 『平安遺文』四六三九号・四六四〇号
- (68) 阿部猛「日本荘園成立史の研究」第二編
- (69) 村井康彦「古代国家解体過程の研究」『官衙町の形成と変質』
- (70) 『平安遺文』五二二号若江田所請文も文書の性格から衛門府関係であり、府田の一例である。(71) 『続日本紀』同日条
- (72) 『類聚符宣抄』卷四
- (73) 『平安遺文』五一七号、猶、西岡虎之助「荘園史の研究」『荘園における倉庫の経営と港湾の発達との関係』参照
- (74) 『平安遺文』五一七号、五四七号も衛門府供御人の救済に関する文書である。四府符取の闘乱記事は「春記」長久元年六月十一日条にもみえる。
- (75) 『平安遺文』五二二号、五三九号も同様の鯛送状である。
- (76) 『類聚三代格』卷十九
- (77) 『平安遺文』一三〇九号、一六六〇号、一六九〇号
- (78) 渡辺直彦「日本古代官位制度の基礎的研究」『防鴨河使の研究』
- (79) 『類聚三代格』卷八
- (80) 拙著『平安初期国家の研究』第三、第四
- (81) 小山田義夫「造内裏役の成立」(『史潮』八四・八五合併号)
- (82) 三善清行「意見十二箇条」に播磨国の百姓が銭貨を納れてトネリと云ったとある。
- (83) 『政事要略』卷八四所引検非違使に収贖のことが規定されている。「類聚三代格」卷二十天長九年七月九日官符では使庁の収贖を停止しているが、その後復活したのである。
- (84) 貞観十六年十二月二六日に私鑄銭者の財産没収を立法化している(『三代実録』同日条)。また『平安遺文』一九九九号によれば使庁に禁獄された者が庁料を弁進している。(昭和五十年九月十六日受理)